

## 「平成21年版 肢別本2 公法系行政法」をご購入の方へ

辰巳法律研究所

重要な表記の誤りがございました。謹んでお詫び申し上げます。

訂正用シールを作成しましたので、お手数ですが、切り取ってお貼りの上ご利用ください。

・問題292の解説は、最大判昭41.2.23の判例を前提に作成したのですが、同判例は、最大判平20.9.10により判例変更されていることから、正解を×として、解説を差替えます。

・問題295は、最大判昭41.2.23の判例を前提に作成したのですが、同判例は、最大判平20.9.10により判例変更されており、問題として不適切でした。そこで、問題・解説を差替えます。

・問題296の解説は、最大判昭41.2.23を判例変更した最大判平20.9.10について触れていないことから、最大判平20.9.10を踏まえた解説に差替えます。

✂キリトリ線

**295** 判例によれば、土地区画整理法に基づく土地区画整理事業計画の決定がなされた場合、この計画の一環として換地処分を受ける宅地所有者等は、当該換地処分等がなされた時点でその換地処分等を対象として取消訴訟を提起することができるから、当該取消訴訟において事情判決がなされる可能性が相当程度あるとしても、土地区画整理事業計画の決定を対象とする取消訴訟を提起することはできない。

▶ P.148  
肢295の  
問題の  
差替シール  
です

差替シール 1/2

✂キリトリ線

**292** × 最大判平20.9.10は、土地区画整理事業の事業計画の決定は、「抗告訴訟の対象とするに足りる法的効果を有するものということができ」ること、「実効的な権利救済を図るという観点」からも抗告訴訟の提起を認めることに合理性があることを理由として処分性を肯定している。塩野Ⅰ P.217～218。宇賀Ⅱ P.162～165。櫻井・橋本 P.278～281。重判平20P.52～53。

▶ P.147  
肢292  
の解説の  
差替シール  
です

✂キリトリ線

**295** × 最大判平20.9.10は、「換地処分を受けた宅地所有者等やその前に仮換地の指定を受けた宅地所有者等は、当該換地処分等を対象として取消訴訟を提起することができるが、換地処分等がされた段階では、實際上、既に工事等も進ちょくし、換地計画も具体的に定められるなどしており、その時点で事業計画の違法を理由として当該換地処分等を取り消した場合には、事業全体に著しい混乱をもたらすことになりかね」ず、「換地処分等の取消訴訟において、宅地所有者等が事業計画の違法を主張し、その主張が認められたとしても、当該換地処分等を取り消すことは公共の福祉に適合しないとして事情判決……がされる可能性が相当程度ある」のであり、換地処分等がされた段階でこれを対象として取消訴訟を提起することができるとしても、宅地所有者等の被る権利侵害に対する救済が十分に果たされるとはいいい難い。そうすると、事業計画の適否が争われる場合、実効的な権利救済を図るためには、事業計画の決定がされた段階で、これを対象とした取消訴訟の提起を認めることに合理性がある」として、事業計画決定に対する取消訴訟の提起を認めた。塩野Ⅰ P.217～218。宇賀Ⅱ P.162～165。櫻井・橋本 P.278～281。重判平20P.52～53。

▶ P.149  
肢295・  
肢296の  
解説の  
差替シール  
です  
1枚で2問分  
のシール  
です

**296** × 最大判平20.9.10は、「施行地区内の宅地所有者等は、事業計画の決定がされることによって、……換地処分を受けるべき地位に立たされるものということができ、その意味で、その法的地位に直接的な影響が生ずるものというべきであり、事業計画の決定に伴う法的効果が一般的、抽象的なものにすぎないということとはできない」として処分性を認めているのであって、なんらかの利害関係を有するに至ったことを理由に処分性を認めているわけではない。塩野Ⅰ P.217～218。宇賀Ⅱ P.162～165。櫻井・橋本 P.278～281。重判平20P.52～53。

差替シール 2/2

